

参議院憲法審査会 見解表明

2014年10月22日

参議院議員 小西洋之

■民主党の基本見解等

- 民主党の小西洋之でございます。

我が党は2013年2月の新綱領において、『「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の基本精神を具現化する。自由と民主主義に立脚した真の立憲主義を確立する」等規定し、こうした考えのもと、2005年にまとめた『憲法提言』について議論を深めるなどして参りました。

- 一方で、立憲主義と憲法の三大基本原理の趣旨を踏まえ、本審査会の在り方を考える時に、我々立法府が議院内閣制のもと、その存在意義の全てを懸けて直ちに取り組むべき課題は、集団的自衛権行使を容認した憲法9条の解釈変更であります。
- 安倍内閣は、この7.1閣議決定について、「何ら立憲主義に反するものではなく、また、平和主義をいささかも変更するものではない」旨主張していますが、それが実は、「無限定かつ歯止め無きもの」であり、そうした改憲を可能にした「からくり」の存在が国会審議を通じ明らかになっています。

■立法事実の不存在

- 「からくり」の第一は、実は、集団的自衛権の行使が必要不可欠であり、そのための解釈の変更が必要不可欠であることの根拠である、いわゆる「立法事実」が存在しないことです。
- 日本国民の生命が危険にさらされる場合にそれを救うための必要最小限度の武力行使のみは許容されるという憲法9条解釈の基本論理のもと、集団的自衛権の行使を可能とするためには、その全ての大前提として、①我が国に武力攻撃が発生していない集団的自衛権の状況であるにも関わらず、その生命を失うことになる日本国民の存在と、②それを救うためには外交等や個別的自衛権の行使では不可能で集団的自衛権の行使以外に手段がないこと、この二つの社会的事実の存在が立証される必要があります。
- この、60年以上にわたり歴代内閣があり得ないとしてきた集団的自衛権行使の「目的の必要性及び手段の合理性」、すなわち「立法事実」の存在について、恐るべきことに、内閣法制局長官は「何の審査もしていない」と国会答弁し、かつ、国家安全保障局も「何の審査資料も作成していない」と説明しています。

- もし、こうした「立法事実」が存在しないのであれば、そもそも解釈変更の必要すらないことになり、逆に言えば、このように根拠もなく新しい法規範が作れるのであれば、それは、我が国が法の支配を失うことを意味します。

つまり、自衛隊員は、実は命を守るべき日本国民が存在しないのに集団的自衛権の戦闘で戦死を強いられることになり、また、一般国民もその反撃により理由もなく命を落とすことになるのです。

すなわち、まさに、国家権力による立憲主義の否定となるのであります。

- なお、「立法事実とは、単なる観念上の想定では足りず、確実な根拠に基づく合理的な判断でなければならない」旨明確に指摘し、「立法事実」の不存在を理由とした有名な最高裁 薬事法違憲判決は、閣議決定に基づく自衛隊法改正等に際し、我々立法府にこの上なく重い課題を突き付けているのであります。

■論理のすり替え（平和主義の法理の切り捨て）

- 次に、閣議決定のもう一つの「からくり」は、安倍内閣が継承したと称する憲法9条解釈の「基本的な論理」から、実は、最も重要な「平和主義の法理」が切り捨てられていることです。

- その証拠に、閣議決定においては、1972年政府見解に明示されている「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」という文言が丸ごと削除されています。

- そもそも、憲法9条解釈の指針としての効力を有する、憲法前文の平和主義の三つの法理は、「全世界の国民に確認された平和的生存権」の規定など、そのどれもが、他国防衛のための先制攻撃である集団的自衛権の行使とは本質的に相矛盾し、これを真っ向から否定する法理となっているのであります。

■憲法審査会の在り方

- 実は、我が参議院憲法審査会においては、主権者国民のために、閣議決定の強行を阻止するための強力な措置が講じられていました。

それは、6月11日 改正国民投票法附帯決議 第4項から第6項であり、そこには、「政府が、憲法解釈の変更を行う際には、事前に、「解釈の変更の案」、すなわち、7.1 閣議決定の最終案そのものについて、その論理的整合性等につき、十分な国会審議を受けること」が明記されていました。

- この国権の最高機関の委員会決議を、安倍内閣は真っ正面から否定し、閣議決定を強行したことは誰の目にも明らかな、厳然たる事実であります。

もし、事前の国会審議があったならば、我々立法府の力により、閣議決定は法令解釈の名にすら値しない、暴挙として、これを阻止することができたものと確信致

します。

- この点、7.1 閣議決定に対し、本附帯決議 第1項及び第2項より「立憲主義及び恒久平和主義等の基本原理に基づいて、今後、徹底的に審議を尽くすこと」こそが、まさに「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」ことを任務とする我が審査会が国民のために自ら担った崇高なる使命であって、この全うこそが、我が憲法審査会が、立法府における「立憲主義と法の支配の砦」としてその権威を保持していく唯一の道であることを、会長及び同僚委員の皆様にご心よりお訴えをさせて頂き、私からの見解の表明とさせて頂きます。

以上

(参考) 国会法 抜粋

第百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。